

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2022 年 4 月 1 日

株式会社ベネフィット・ワン

2022年4月1日

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生

当社は、2021年12月23日付で株式会社JTBベネフィット（以下、「JTBベネフィット」といいます）との間で締結した合併契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、JTBベネフィットを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2022年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第2号イ）
JTBベネフィットは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による手続について、該当事項はありません。
3. 吸収合併消滅会社における会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号ロ）
 - (1) 反対株主の株式買取請求
JTBベネフィットは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (2) 新株予約権買取請求
JTBベネフィットは新株予約権を発行しておりませんので、会社法787条の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
JTBベネフィットは会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年1月14日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号イ)
本吸収合併において、当社に対し、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。
5. 吸収合併存続会社における会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ)
 - (1) 反対株主の株式買取請求
当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 1 月 14 日より電子公告を行いました。株式買取請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 債権者の異議
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 14 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
6. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)
当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって JTB ベネフィットの資産・負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。
7. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)
別紙のとおりです。
8. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)
2022 年 4 月 5 日 (予定)
9. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)
該当する事項はありません。

以上

<別紙>

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 182 条第 1 項第 6 号に基づく変更後の事項の開示書面)

2022 年 2 月 16 日

株式会社 JTB ベネフィット

2022年2月16日

東京都江東区深川二丁目7番6号
株式会社 JTB ベネフィット
代表取締役 中村 一郎

当社は、株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という）との間で2021年12月23日付で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、ベネフィット・ワンを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことに関して、会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」という）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条第1項第6号の規定に基づき、下記の通り変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書類の「6. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項」の内容を、別添のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

以上

6. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

(変更前)

① 当社

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

② ベネフィット・ワン

2021年5月12日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、当社の全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、当社の株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。

(変更後)

① 当社

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

② ベネフィット・ワン

2021年5月12日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、当社の全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、当社の株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。また、2022年2月16日、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）への追加拠出に伴い第三者割当による自己株式18,000株（処分総額69百万円）の処分をし、同日に当該BBT信託及びJ-ESOP信託による株式取得のため69百万円の追加信託をしております。

以上

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社施行規則第 182 条に基づく書面)

2022 年 1 月 14 日

株式会社 JTB ベネフィット

2022年1月14日

東京都江東区深川二丁目7番6号
株式会社 JTB ベネフィット
代表取締役 中村 一郎

当社は、株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という）との間で2021年12月23日付で締結した合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、ベネフィット・ワンを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしましたので、以下の通り事前開示をいたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は完全親子会社間の合併であるため、本吸収合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。また、本吸収合併によるベネフィット・ワンの資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

3. 本吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社における最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 当社

2021年10月21日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として2,823百万円を配当いたしました。また、同社株主に対する債権の精算で5,154百万円の払込を受けております。

② ベネフィット・ワン

2021年5月12日開催の取締役会決議により、同社株主に対して剰余金として4,785百万円を配当いたしました。また、2021年8月30日開催の取締役会において、当社の全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年10月29日に株式の取得を実行いたしました。取得原価は12,177百万円であります。なお、当社の株式の取得及び関連する諸費用の支払への充当などを目的として、2021年9月30日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約を締結することを決議しております。

7. 本吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後のベネフィット・ワンの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のベネフィット・ワンの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収合併後におけるベネフィット・ワンの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

<別紙 1 >
合併契約書



合併契約書

株式会社ベネフィット・ワン（住所：東京都千代田区大手町二丁目6番2号）（以下「甲」という。）と株式会社JTBベネフィット（住所：東京都江東区深川二丁目7番6号）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行う。

（合併に際して交付する金銭等）

第2条 甲は乙の全株式を保有していることから、本件合併に際して、金銭等の交付は行なわない。

（増加する資本金及び準備金）

第3条 本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第4条 本件合併の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。ただし、甲及び乙は、本件合併にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは、協議のうえ、本件効力発生日を変更することができる。

（合併承認総会）

第5条 甲は、本件効力発生日の前日までに、会社法第795条1項の規定に基づき、本契約を承認する株主総会決議を行なう。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本件合併を行なう。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行ない、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なおうとする場合には、あらかじめ協議のうえ、これを行なう。

（変更及び解除）

第7条 本契約締結後本件効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を

解除し、本件合併を中止することができる。

(契約の効力)

第 8 条 第 5 条第 1 項に規定する甲の株主総会の承認を得られなかった場合、本契約は、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 9 条 本契約に定める事項のほか、本件合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保管する。

2021 年 12 月 23 日

甲： 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳生



乙： 東京都江東区深川二丁目 7 番 6 号
株式会社 JTB ベネフィット
代表取締役社長執行役員 中村 一郎



<別紙2>

ベネフィット・ワン

計算書類等

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続きました。

多くの企業においては、働き方改革や健康経営、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの経営課題は、コロナ禍における人と組織のパフォーマンスマネジメントへの関心の高まりとともに、その必要性が一層浮き彫りとなりました。

当社グループでは従前より、福利厚生やヘルスケアなどのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスの提供を通じ、人事部門の課題解決を提案してまいりましたが、昨今の社会経済動向を鑑み、今後は更にサービス進化を加速させ顧客企業人事部門のDX戦略支援に取り組んでいく考えです。2020年6月には新サービス「ベネワン・プラットフォーム」をリリースしており、同サービスを通じ、企業の人事データや健康データなどを一元管理し、多様な人事労務関連のアウトソーシングサービスとデータ連携して活用することで、人事部門のマネジメント効率化に資することを目指しております。

当連結会計年度における当社グループの業績は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス利用減少や健康診断・保健指導の実施遅れなどの影響がありながらも、前期比で増収増益を維持し、連結全体の業績は堅調に推移いたしました。

福利厚生事業における新規会員獲得は、中小企業で減速感があるものの大手・中堅企業では堅調に推移しました。会員向けサービスでは、eラーニングやECメニューなど在宅利用可能なメニューを拡充することで利用回復に努めましたが、期末にかけて新型コロナウイルス感染症再拡大を受けた緊急事態宣言の再発出もあり、宿泊やレジャーメニューなどの外出を伴うメニューでは利用が進まず、補助金支出は前期比で減少しました。インセンティブ事業においては、取引先のポイント付与は増加し、コロナ禍における旅行や周年行事の代替策としてのニーズが高まるなど新規顧客開拓も進みました。ヘルスケア事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響下で、健康診断や保健指導の実施に遅れが生じたことにより、当期に計画していた収益の一部が次期へと繰越しになりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,841百万円（前期比1.5%増）、営業利益は9,774百万円（前期比16.4%増）、経常利益は9,858百万円（前期比16.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,766百万円（前期比19.9%増）となりました。

当社グループは、主に国内における福利厚生代行サービスを中心に会員制サービス事業を展開しておりますが、事業セグメントを集約した結果、報告すべきセグメントは会員制サービス事業のみであるためセグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、HRDX推進に向けたシステム開発投資、システムハードウェア投資等を実施しております。

当連結会計年度の設備投資等（長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。）の総額は1,246百万円であります。

(3) 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は社会経済に大きな影響を及ぼしており、当社グループと致しましても一日も早い収束を願っているところであります。一方で、コロナ禍は企業人事部門で、働き方改革や健康経営、デジタル化などの経営課題への取組みを加速させる契機ともなっており、当社グループではこうした社会経済動向を機会ととらえて、事業の進化を図るべく、次の取組みを加速させていく考えです。

1) 企業のHRDX（注1）支援の取組み

企業の人事部門では今後ますます人事労務関連のアウトソーシングサービス活用が進むとともに、人事・健康データを整理してマネジメント活用するHRDXへの対応が重要な経営課題となる見通しです。

当社グループでは、福利厚生やヘルスケアなどのアウトソーシングサービスはもとより、人事労務関連の多様なアウトソーシングサービスと連携して人事・健康データの管理・活用を可能とする基盤「ベネワン・プラットフォーム」を開発しており、今後は同基盤を広く普及させ、利用促進することを中長期の中核戦略として取組み、顧客企業の人と組織のパフォーマンス向上を通じて社会に貢献していく考えです。

（注1）HRDX：人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション

2) サービス流通の進化、決済事業収益化への取組み

当社グループはこれまで、福利厚生のアウトソーシングサービス提供を通じ、顧客企業社員とサプライヤ（注2）をマッチングすることでサービス流通を成立させてきました。今後は「ベネワン・プラットフォーム」の普及、利用促進策に伴い、サービス流通規模は飛躍的に増大すると見込んでいます。

当社グループでは新たな取組みとして、給与天引きの仕組みを活用し、顧客企業ごとに購買情報をとりまとめて決済代行することで流通コストの低減を図り、顧客企業社員、サプライヤ双方の満足向上を目指していきます。また同時に、この取組みによって生じる決済手数料は、当社グループの新たな収益の柱としていく考えです。

さらに中長期的には、決済手数料で得られる収益を原資に、福利厚生サービスの会費単価引き下げも視野に入れており、一層の会員獲得とサービス流通拡大に取り組んでまいります。

（注2） サプライヤ：福利厚生サービス提供事業者

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第23期)	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)
売上高 (百万円)	32,089	34,461	37,271	37,841
経常利益 (百万円)	6,263	7,707	8,462	9,858
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,190	5,176	5,641	6,766
1株当たり当期純利益	51円89銭	32円05銭	35円24銭	42円52銭
総資産 (百万円)	30,235	34,774	29,926	36,171
純資産 (百万円)	17,107	19,882	16,567	19,865
1株当たり純資産	211円37銭	123円03銭	104円10銭	124円84銭

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
2. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 (第23期)	2018年度 (第24期)	2019年度 (第25期)	2020年度 (第26期)
売上高 (百万円)	24,366	24,512	34,597	36,456
経常利益 (百万円)	6,215	7,337	8,578	9,964
当期純利益 (百万円)	4,126	4,957	6,344	6,857
1株当たり当期純利益	51円10銭	30円69銭	39円63銭	43円09銭
総資産 (百万円)	27,515	33,178	30,254	36,488
純資産 (百万円)	17,182	19,783	17,196	20,586
1株当たり純資産	212円78銭	122円49銭	108円06銭	129円37銭

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第23期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第23期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
2. 2019年3月1日付で株式1株を2株に分割する株式分割を行っております。第24期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、第24期の期首に当該分割が行われたものとして算出しております。
3. 当社は「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-E S O P)」及び「株式給付信託 (B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社パソナグループであり、同社は当社の株式を81,210,400株(持株比率50.92%)保有しております。

当社は親会社及び親会社の子会社である株式会社パソナを含む傘下事業会社より福利厚生のアウトソーシング等を受託する一方、傘下事業会社から人材派遣を受けております。また、当社は親会社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)の利用に関する基本契約を締結し、親会社に対して資金の預入れを行っております。取締役会において決議したCMS運用方針に基づき、定期的に当該方針の適合状況を検証するとともに、その内容を取締役会において報告することなどにより、資金の預入れの適正を確保しております。

(注) 持株比率は、自己株式(468,243株)を控除して算出しております。なお、当社は「株式給付信託(J-E S O P)」及び「株式給付信託(B B T)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託E口」という。)が当社株式366,917株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

全ての取引条件については、当社と関係を有していない他社とほぼ同様の条件若しくは市場価格を勘案して一般取引条件又は協議により決定しております。

2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、株式会社パソナグループを中核とした人材関連事業中心の企業グループにおいて、専門性の高いアウトソーシング事業を独自に業務展開しております。役員の兼務、サービスの相互提供等、ビジネス上の交流は行っておりますが、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。取引に際しては、関連当事者取引管理規程及び職務権限に係る規定に従い当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続を経て適切に対応しております。

3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
貝那商務諮詢（上海）有限公司	20.96百万 人民元	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE USA, INC.	3.05百万 米ドル	100.00%	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	5.5百万 シンガポールドル	100.00%	海外事業のグループ管理・統括事業
BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED	4百万 タイバーツ	0.00% (49.00%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
PT. BENEFIT ONE INDONESIA	26,000百万 インドネシアルピア	38.46% (57.69%)	ポイント制報奨制度「インセンティブ・ポイント」の提供
REWARDZ PRIVATE LIMITED	1.51百万 シンガポールドル	70.00%	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等
REWARDZ BENEFITS SDN. BHD.	50万 マレーシアリングット	0.00% (70.00%)	福利厚生事業、インセンティブポイント事業、ヘルスケアポイント事業等

(注) 1. BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITEDは、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の議決権比率が49.00%ではありますが、支配力基準の適用によりBENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.の連結子会社としております。

2. 出資比率の括弧は、間接所有割合を外書きしております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、福利厚生事業（企業の従業員に向けた福利厚生として、宿泊やライフサービス等の割引サービス「ベネフィット・ステーション」を提供）を柱に、ヘルスケア事業（健診サービスや特定保健指導、健康ポイント等の疾病予防サービスをワンストップで提供）、インセンティブ事業（企業のロイヤリティ・モチベーション向上支援施策として、報奨ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムを提供）、購買・精算代行事業（通信回線や近距離交通費、出張旅費や接待交際費の精算代行サービスを提供）、パーソナル事業（協業企業の顧客向けに「ベネフィット・ステーション」やオリジナルコンテンツを提供）などを行っております。

なお、人事データや健康データを管理・活用する基盤「ベネワン・プラットフォーム」上にサービスを再編成することで、福利厚生事業やヘルスケア事業等の単独ソリューション販売からプラットフォームビジネスに軸足を移しており、企業のHRDX（人事領域におけるデジタルトランスフォーメーション）を推進しております。

(9) 主要な営業所等

本 社	東 京 都 千 代 田 区
国内営業等拠点	大 阪 支 店 (大阪府大阪市)
	名 古 屋 支 店 (愛知県名古屋市)
	札 幌 支 店 (北海道札幌市)
	仙 台 支 店 (宮城県仙台市)
	広 島 支 店 (広島県広島市)
	福 岡 支 店 (福岡県福岡市)
	松山オペレーションセンター (愛媛県松山市)
海外子会社	貝那商務諮詢 (上海) 有限公司 (中国)
	BENEFIT ONE USA, INC. (アメリカ)
	BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. (シンガポール)
	BENEFIT ONE (THAILAND) COMPANY LIMITED (タイ)
	PT. BENEFIT ONE INDONESIA (インドネシア)
	REWARDZ PRIVATE LIMITED (シンガポール)
	REWARDZ BENEFITS SDN. BHD. (マレーシア)

(10) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
860 名 (449名)	156名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、企業集団外からの受入出向者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。
3. 当連結会計年度における臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマーの期中平均雇用人員数）を括弧内に外数で記載しております。
4. 増加の主な要因は、業容の拡大に伴う新入社員の採用及び臨時従業員の社員登用によるものであります。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 560,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 159,970,000株
 (3) 株主数 15,096名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ	81,210,400	50.92%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,901,700	5.58%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,257,700	4.55%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウント)	3,890,887	2.44%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT (ザ バンク オブ ニュー ヨーク, ノンライアティ ジャスデック アカウント)	2,600,000	1.63%
白 石 徳 生	2,201,600	1.38%
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (ティーエムイーエムゴー ジャパン エンゲージメント ファンド)	1,890,100	1.19%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,600,000	1.00%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1 (ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001)	1,566,389	0.98%
サ ン ネ ク ス タ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,388,000	0.87%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (468,243株) を控除して算出しております。
 2. 当社は「株式給付信託 (J-E SOP)」及び「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下、「信託E口」という。) が当社株式366,917株を所有しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
 3. 株式会社日本カストディ銀行は、2020年7月27日付にて、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社がJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号変更したものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「J-E S O P制度」という。）を導入しております。

J-E S O P制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。J-E S O P制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、J-E S O P制度に係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は212,497株であります。

② 株式給付信託（B B T）

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T制度」という。）を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するB B T制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下本号において同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。B B T制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、B B T制度に係る信託E口の2021年3月31日現在の保有株式数は154,420株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	深 澤 旬 子	株式会社パソナグループ 取締役副社長執行役員 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長
代表取締役社長	白 石 徳 生	当社金融事業部、監査部担当 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外取締役
代表取締役副社長	田 中 秀 代	当社管理部門、ヘルスケア事業部担当
取 締 役	尾 崎 賢 治	当社財務経理部担当兼経営企画室長 貝那商務諮詢（上海）有限公司 監事 BENEFIT ONE USA, INC. Director/Treasurer/CFO BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director PT. BENEFIT ONE INDONESIA Commissioner REWARDZ PRIVATE LIMITED Director

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	梅 北 卓 男	
取締役 (監査等委員)	久 保 信 保	一般財団法人自治体衛星通信機構 理事長 安田倉庫株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	濱 田 敏 彰	
取締役 (監査等委員)	藤 池 智 則	堀総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エディア 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、取締役深澤句子氏、梅北卓男氏、久保信保氏、濱田敏彰氏及び藤池智則氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

2) 決定方針の内容の概要

[取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬]

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬額並びに中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬によって構成しております。

個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、類似業種上場会社の報酬水準や会社業績、株主還元の状態、個別取締役の役割や会社への貢献度等を踏まえて人事部門担当取締役が原案を作成したうえで、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て、代表取締役社長が決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、株主総会で承認された業績連動型株式報酬総額の範囲内において株式給付信託（BBT）の仕組みを用い、連結経常利益を指標としてその目標達成度合いに応じた付与原資総額（当該事業年度に関して付与する総ポイント数）を決定することとし、連結経常利益が前期比減益となる場合にはポイントを付与しないこととしております。その上で、個別取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の業績連動型株式報酬については、連結経常利益を指標とした付与原資総額から、各取締役の職務内容や責任範囲を基礎とした付与原資の配分割合原案を人事部門担当取締役が作成し、独立社外取締役を主要な構成員とし、代表取締役社長が評価・助言を求める任意の仕組みとしての「指名・報酬協議会」にて客観的に原

案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得て、取締役会が決定しております。業績連動型株式報酬の支給要件を満たすときにおける、業績連動型株式報酬が報酬総額に占める比率は、原則として、0～40%程度としております。なお、固定報酬は年額で定め、7月より毎月その12分の1を与えることとし、業績連動型株式報酬である株式信託（B B T）にかかる株式等は、原則として取締役退任時に交付するものとしております。

〔監査等委員である取締役の報酬〕

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立した立場にあることを勘案し、固定報酬のみで構成しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額200百万円（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名です。

また、当該固定報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の固定報酬額については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、人事部門担当取締役が上記決定方針において掲げられた考慮要素を考慮して作成した原案を、指名・報酬協議会が決定方針との整合性について、客観的に原案の評価を行い、かつ、独立社外取締役の同意が得られていることから、取締役会も基本的にその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、取締役会が代表取締役社長である白石徳生に対し、個別取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬額についての決定権限を委任しております。

当社の取締役会が代表取締役社長に対し当該権限の委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役が担当する業務や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適していると考えたためです。

代表取締役社長の上記権限行使が適切に行使されるようにするため、前述①2)のとおり、人事部門担当取締役が固定報酬額についての原案を作成し、指名・報酬協議会にて客観的に原案の評価を行い、独立社外取締役の同意を得るという措置を講じております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	3	136	96	39	—
取締役 (監査等委員)	4	38	38	—	—
合計 (うち社外役員)	7 (3)	174 (23)	135 (23)	39 (—)	—

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、固定報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とする旨決議されております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、業績連動報酬については、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限ります。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の固定報酬とは別枠で、3事業年度で200百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。上記の業績連動報酬等の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、年額総額は50百万円以内とする旨決議されております。
4. 当事業年度末現在の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、取締役（監査等委員）4名（うち社外取締役3名）であります。なお、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く）が1名在任しております。
5. 社外役員が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額はございません。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、前述①2)に記載のとおり、業績連動型株式報酬制度を設けております。

同制度において、当社は、連結経常利益を業績達成指標としておりますが、その理由は、単年度の業績貢献を考慮するうえで損益数値が明快であり、経常的な利益を用いるのが妥当と考えたためです。なお、当連結会計年度において、業績連動型株式報酬に係る目標指標である連結経常利益は9,858百万円であり、前期の連結経常利益8,462百万円を上回っております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	重要な兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	久保 信保	一般財団法人自治体衛星通信機構	理事長
		安田倉庫株式会社	社外取締役
	濱田 敏彰		
	藤池 智則	堀総合法律事務所	パートナー弁護士
株式会社エディア		社外取締役 監査等委員	

- (注) 1. 久保信保氏は、安田倉庫株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社グループと安田倉庫株式会社との間に取引関係がありますが、その取引金額は1,000万円以下であり、金額的重要性はありません。
2. 藤池智則氏は、堀総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。2019年6月末までは当社グループと堀総合法律事務所との間に法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありましたが、その取引金額は1,000万円以下で金額的重要性はなく、法律顧問契約に基づく役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から受けておりました。また2019年7月以降は、同事務所との法律顧問契約は終了しております。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況	期待役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	久保 信保	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験で培ったリスク管理等の専門的知見から議案・審議等につき有益な発言を適宜行い取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	地方行政や地域活性、リスク管理の経験・知見があり、組織・団体トップとしての豊富なマネジメント経験・見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	濱田 敏彰	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、その豊富な経験・見識に基づいた専門的知見により議案・審議等につき有益な発言を適宜行い、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	広く政治・経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づき、主に資金配分や投資の判断プロセスにおいて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。
	藤池 智則	当事業年度に開催した13回（定時12回、臨時1回）の取締役会のうち、合計13回（100％）に出席しました。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回（定例12回、臨時1回）のうち、合計13回（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案・審議等につき積極的な意見を述べ、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献しました。	弁護士としての豊富な経験があり、その経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かすことにより、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化する役割を果たすことを期待されました。当事業年度においては、左記の活動を行うことにより、当該期待役割を十分に果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
当社	32	—
子会社	—	—
計	32	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、健全な企業経営を目指すうえで、内部統制システムの整備・向上とその運営の有効性確保が肝要であることを認識し、当社の事業の特性及びそれに起因するリスクを考慮しつつ、効率的で適法な経営活動を推進するべく、グループの行動規範を定め、これに基づく人材の育成及び業務執行の適切な監督の仕組みにより、健全な企業風土の醸成に努めています。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で審議したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しをしており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) 取締役会規程、組織規程及び経営会議運営細則の規定に従い、適切に運用しております。
- 3) 当社と利害関係を有しない社外取締役3名を選任し、監査等委員会及び取締役会において倫理性・適法性を含む多様な視点で議論を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に従い、各担当部署で適切に記録し保存及び管理します。

[整備運用状況]

前述②[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

- 1) 当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント基本規程に従ってリスク管理の責任部門を明確にし、担当役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置することで、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止するとともに万一発生した場合の被害の極小化を図るものとします。また、子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に従って当社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定するとともに、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとし、当社にて一元的にリスク管理を行います。
- 2) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。
- 3) 監査部にて、内部統制の有効性に関する監査を行います。

[整備運用状況]

- 1) 前述③[体制]1) に記載のとおり、リスクマネジメント基本規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理を行っています。
- 2) 経営会議を原則毎週開催し、各業務執行責任者から業務執行状況の報告を受け、迅速な対応をとるとともに、重要なものについて取締役会で報告しています。
- 3) 監査部は、内部統制の有効性について監査を行うとともに、結果を取締役会で報告しています。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
[体制]

- 1) 取締役会規程において取締役会での決議事項及び報告事項を明確に規定するとともに、職務権限及び業務分掌規程により決裁権限を明確にします。
- 2) 関係会社管理規程に基づき当社と子会社との間に経営管理契約を締結し、事前協議を必要とする重要事項を規定します。そのほか、重要な事実が発生若しくは発生することが予想される場合には速やかに当社に報告することとします。
- 3) 当社は、常勤役員及び役付執行役員が出席する経営会議を原則毎週開催し、業務執行状況の早期把握と迅速な対応に努めるとともに、そのうち重要なものについては取締役会で報告することとします。

[整備運用状況]

- 1) 取締役会規程、職務権限及び業務分掌規程、関連規程に従って運用しており、重要事項については慎重な議論を図りつつ、権限委譲されている事項については迅速な意思決定を行い、効率化を図っております。
- 2) 関係会社管理規程に基づき子会社各社との間に経営管理契約を締結しており、経営企画室を子会社統括の責任部門として、子会社の機関決定を事前に協議し、子会社の経営状況を把握しております。
- 3) 前述④[体制]3) に記載のとおり整備し、運用しております。

⑤ 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[体制]

- 1) コンプライアンス・マニュアルを制定しグループ役職員の行動規範を規定するとともに、毎年全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、法令定款違反を未然に防止します。
- 2) 常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内の啓蒙・教育等の施策に係る事項を取り決めることとします。
- 3) 内部監査規程に基づき、社長直轄の監査部が当社及び子会社の業務が適法に運営されていることを監査します。

- 4) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。

[整備運用状況]

- 1) コンプライアンス・マニュアルは法令や事業内容の変更を鑑み適宜見直しを実行しており、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトに掲示し、周知徹底しております。また、全役職員を対象にコンプライアンス研修を毎年1回実施しております。
- 2) コンプライアンス委員会を原則として毎月開催し、当社及び子会社のコンプライアンス関連の重要事項の審議、社内啓蒙施策等の取決めを行っております。
- 3) 前述⑤[体制]3) に記載のとおり整理し、運用しております。
- 4) 内部通報窓口は社内担当部門のほか、社外の弁護士事務所でも受け付ける体制を整備し、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで制度告知を行うとともに、コンプライアンス研修等で通報先の周知を行い、内部通報制度の有効活用を図っています。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

前述①～⑤に記載の事項に加え、当社から子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し、適正な業務運営を確保します。

[整備運用状況]

前述⑥[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

[体制]

- 1) 常勤監査等委員が監査部と連携し、効果的な情報収集及び監査を行います。
- 2) 監査等委員会の要請があった場合には、専任又は兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮します。

[整備運用状況]

前述⑦[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑧ 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

前項の取締役及び使用人並びに監査部の使用人の人事に関しては監査等委員会の事前の意見を得るものとし、取締役会はこれを尊重します。

[整備運用状況]

前述⑧[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑨ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

[体制]

- 1) 常勤監査等委員は原則毎週開催される経営会議に出席し、当社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の経営状況、財務状況、コンプライアンスに関する事項、内部統制に関する事項を含む事業上の重要事項について、監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会においても、定期的に各事業部責任者が出席し、業務執行の状況及び事業上の重要事項について報告を行います。このほか、監査等委員会と社長及びその他の業務執行取締役が適宜協議を行い、監査等委員会への必要な経営情報及び営業情報の提供を行います。
- 2) コンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報制度を運用し、グループ内の法令違反、社内規定違反及び倫理違反等の行為を未然に防止又は中止させ、もって当社グループの組織運営の健全性・適法性を確保します。また同規程において、内部通報者に対し、内部通報したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定します。

[整備運用状況]

前述⑨[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

- 1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限り。）又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行います。
- 2) 監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、実効性のある監査を行うものとします。また、監査部長が監査等委員会で定期報告するなど密接な連携関係を構築し、会計監査人とも定期的に協議を行い、効率的かつ有効な職務執行を確保します。

[整備運用状況]

前述⑩[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[体制]

当社及び子会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス・マニュアルに具体的指針を規定します。

[整備運用状況]

前述⑪[体制]に記載のとおり整備し、運用しております。また、全役職員が常時閲覧可能な社内Webサイトで掲示を行うとともに、コンプライアンス研修等を通じた周知徹底を行っております。平素より外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、社内体制の整備、維持を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

利益配分につきましては、事業年度ごとの利益状況、将来の事業展開及び投資予定等を勘案したうえで、純資産配当率10%以上、配当性向70%以上を目標に、継続的かつ安定的な配当成長に努めてまいりたいと考えております。

2021年3月期の年間配当につきましては、2021年5月12日開催の取締役会決議に基づき1株当たり30円、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2021年6月10日（木）とさせていただきます。

自己株式の取得につきましては、株主還元策の一つとして財務状況や株式需給バランスへの影響等を考慮したうえで、総合的に実施判断することとしております。

内部留保金につきましては、経営基盤の充実を図りつつ、事業基盤統合・サービス品質向上・業務省力化等へのIT投資や新規事業への投資、M&A投資等に充当することで、今後の収益力の強化を図る所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,696	流 動 負 債	15,184
現金及び預金	13,064	支払手形及び買掛金	3,284
受取手形及び売掛金	6,837	短期借入金	174
たな卸資産	1,325	リース債務	105
預け金	4,500	未払法人税等	2,030
前払費用	678	未払金	2,684
未収入金	808	前受金	4,578
その他	1,494	預り金	1,495
貸倒引当金	△12	その他	830
固 定 資 産	7,475	固 定 負 債	1,121
有 形 固 定 資 産	1,310	リース債務	108
建物及び構築物	429	ポイント引当金	588
土地	602	従業員株式給付引当金	212
リース資産	181	役員株式給付引当金	127
その他	95	その他	84
無 形 固 定 資 産	2,397	負 債 合 計	16,306
のれん	4	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,376	株 主 資 本	18,753
リース資産	14	資本金	1,527
その他	2	資本剰余金	1,452
投資その他の資産	3,767	利益剰余金	17,095
投資有価証券	2,725	自己株式	△1,322
繰延税金資産	149	その他の包括利益累計額	1,112
その他	903	その他有価証券評価差額金	1,093
貸倒引当金	△11	為替換算調整勘定	18
資 産 合 計	36,171	純 資 産 合 計	19,865
		負債及び純資産合計	36,171

連 結 損 益 計 算 書

(2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,841
売 上 原 価		21,418
売 上 総 利 益		16,422
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,648
営 業 利 益		9,774
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28	
受 取 配 当 金	27	
補 助 金 収 入	42	
そ の 他	13	111
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	11	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2	
組 合 分 配 損 失	7	
そ の 他	0	26
経 常 利 益		9,858
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,852
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,122	
法 人 税 等 調 整 額	△36	3,086
当 期 純 利 益		6,765
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△1
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,766

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				金 額	負 債 の 部				金 額
科 目					科 目				
流動資産				28,505	流動負債				14,790
現金及び預金	金	品	金	12,837	買掛金	金	品	金	3,132
現売商品	掛	掛	金	6,623	リース債務	務	品	金	102
仕掛材料	及び	製	品	1,175	未払費用	金	品	金	2,669
前払費用	及び	貯蔵	品	81	未払法人税等	用	品	金	31
前払金	渡	金	品	32	前受金	税	品	金	2,029
未収金	費	用	金	12	預り金	等	品	金	4,382
短期貸付	入	金	品	670	未払消費税等	金	品	金	1,495
倒引当金	付	金	品	434	債務保証損失引当金	等	品	金	732
	当	金	品	1,458	その他の	他	品	金	169
		金	品	△204	固定負債				1,111
固定資産				7,983	リース債務	務	品	金	106
有形固定資産				1,300	ポイント引当金	金	品	金	588
建物	物	品	金	409	従業員株式給付引当金	金	品	金	212
構築物	置	品	金	18	役員株式給付引当金	金	品	金	127
機械及び装置	船	品	金	0	資産除去債務	務	品	金	22
船舶	置	品	金	38	その他の	他	品	金	54
工具器具備	品	品	金	53	負債合計				15,901
土	地	品	金	602	純資産の部				
リース資産	地	品	金	177	株主資本				19,492
無形固定資産				2,283	資本金	金	品	金	1,527
のソフトウェア	ん	品	金	4	資本剰余金	金	品	金	1,467
ソフトウェ	ん	品	金	1,113	資本準備金	金	品	金	1,467
ア	ん	品	金	1,149	利益剰余金	金	品	金	17,820
仮	ん	品	金	14	その他利益剰余金	金	品	金	17,820
倒	ん	品	金	2	別途積立金	金	品	金	7,200
投資その他の資産				4,399	繰越利益剰余金	金	品	金	10,620
投資有価証券	券	品	金	2,702	自己株式				△1,322
関係会社株	式	品	金	85	評価・換算差額等	金	品	金	1,093
出資	金	品	金	7	その他有価証券評価差額金	金	品	金	1,093
破産更生債権	等	品	金	11	純資産合計				20,586
長期前払費用	用	品	金	71	負債及び純資産合計				36,488
繰延税金	立	品	金	725					
保険積立証	金	品	金	273					
敷金	証	品	金	499					
会	金	品	金	34					
倒引当金	他	品	金	0					
	金	品	金	△11					
資産合計				36,488					

損益計算書
(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,456
売上原価	20,201
売上総利益	16,254
販売費及び一般管理費	6,267
営業利益	9,987
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	27
有価証券利息	18
補助金の収入	25
その他	8
営業外費用	
支払利息	1
コミットメントフィー	11
貸倒引当金繰入	85
その他	18
経常利益	9,964
特別損失	
関係会社株式売却損	5
関係会社株式評価損	60
税引前当期純利益	9,898
法人税、住民税及び事業税	3,117
法人税等調整額	△76
当期純利益	6,857

計算書類に係る附属明細書

第26期

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

株式会社ベネフィット・ワン

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	453	0	—	44	409	625	1,035
	構築物	21	—	—	2	18	45	63
	機械及び装置	0	—	—	0	0	5	5
	船舶	60	—	—	22	38	174	213
	工具器具備品	60	15	—	22	53	332	386
	土地	602	—	—	—	602	—	602
	リース資産	243	33	—	99	177	560	738
	有形固定資産計	1,442	49	—	192	1,300	1,744	3,045
無形固定資産	のれん	12	—	—	8	4		
	ソフトウェア	1,181	448	—	516	1,113		
	ソフトウェア仮勘定	457	1,214	521	—	1,149		
	リース資産	25	3	—	15	14		
	その他	2	—	—	0	2		
	無形固定資産計	1,679	1,666	521	540	2,283		

(注) 当期増加額のうち、主なものは次の通りであります。

ソフトウェア	基幹システム機能開発	391百万円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム機能開発	1,110百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	136	85	0	5	216
債務保証損失引当金	160	9	—	—	169
ポイント引当金	582	571	566	—	588
従業員株式給付引当金	148	66	—	2	212
役員株式給付引当金	87	41	—	1	127

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、洗替による戻入額であります。

2. 従業員株式給付引当金の当期減少額の「その他」は、前事業年度分の付与ポイント確定に伴う給付見込額の減少による戻入額であります。

3. 役員株式給付引当金の当期減少額の「その他」は、前事業年度分の付与ポイント確定に伴う給付見込額の減少による戻入額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	135	
給 料 手 当	1,795	
賞 与	325	
従業員株式給付引当金繰入額	61	
役員株式給付引当金繰入額	39	
出 向 者 分 担 金	105	
外 注 派 遣 費	40	
法 定 福 利 費	343	
福 利 厚 生 費	206	
旅 費 交 通 費	30	
荷 造 運 賃	452	
通 信 費	147	
広 告 宣 伝 費	163	
交 際 費	16	
水 道 光 熱 費	9	
消 耗 品 費	48	
租 税 公 課	231	
支 払 手 数 料	543	
支 払 報 酬	114	
支 払 地 代 家 賃	146	
販 売 促 進 費	34	
メ ン テ ナ ン ス 費	155	
業 務 委 託 費	455	
営 業 委 託 料	243	
減 価 償 却 費	179	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△5	
そ の 他	245	
販売費及び一般管理費合計	6,267	

事業報告に係る附属明細書

第26期

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

株式会社ベネフィット・ワン

1. 取締役の兼務の状況の明細

区分	氏名	兼務する他の法人等の名称	兼務の内容
取締役会長	深澤旬子	株式会社 パソナグループ	取締役副社長執行役員
		株式会社 パソナハートフル	代表取締役社長
		株式会社 パソナライフケア	取締役
		株式会社 パソナフォスター	取締役
代表取締役社長	白石徳生	株式会社 ディージェーワン	取締役
		貝那商務諮詢（上海）有限公司	董事長
		BENEFIT ONE USA, INC.	Director/ Chair of the Board
		BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	Director
		BENEFIT ONE (THAILAND) COMPANY LIMITED	Director
		PT. BENEFIT ONE INDONESIA	Director
		Benefit One Deutschland GmbH	Geschäftsführer
		REWARDZ PRIVATE LIMITED	Director
		株式会社 ホワイトアンドストーン	代表取締役社長
		株式会社 ジェイ・エス・ビー	社外取締役
		ジャパンベストレスキューシステム 株式会社	社外取締役
取締役副社長	田中秀代		
取締役	尾崎賢治	株式会社 ディージェーワン	監査役
		貝那商務諮詢（上海）有限公司	監事
		BENEFIT ONE USA, INC	Director/Treasurer/CFO
		BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.	Director
		PT. BENEFIT ONE INDONESIA	Commissioner
		REWARDZ PRIVATE LIMITED	Director
取締役 常勤監査等委員	梅北卓男		
取締役 監査等委員	久保信保	一般財団法人 自治体衛星通信機構	理事長
		株式会社 スマート・リソース	監査役
		安田倉庫株式会社	社外取締役
取締役 監査等委員	濱田敏彰		
取締役 監査等委員	藤池智則	堀 総合法律事務所	パートナー弁護士
		ペットゴー 株式会社	社外取締役 監査等委員
		株式会社 エディア	社外取締役 監査等委員
		JPツーウェイコンタクト 株式会社	社外監査役

第26回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

株式会社ベネフィット・ワン

第26回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.benefit-one.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020 年 4 月 1 日 残 高	1,527	1,452	14,316	△1,322	15,974
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,987		△3,987
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,766		6,766
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,778	△0	2,778
2021 年 3 月 31 日 残 高	1,527	1,452	17,095	△1,322	18,753

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
2020 年 4 月 1 日 残 高	573	18	592	1	16,567
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△3,987
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					6,766
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	520	0	520	△1	519
連結会計年度中の変動額合計	520	0	520	△1	3,298
2021 年 3 月 31 日 残 高	1,093	18	1,112	—	19,865

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
連結子会社の名称	貝那商務諮詢（上海）有限公司 BENEFIT ONE USA, INC. BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. BENEFIT ONE (THAILAND) COMPANY LIMITED PT. BENEFIT ONE INDONESIA REWARDZ PRIVATE LIMITED REWARDZ BENEFITS SDN. BHD. 他4社

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称	株式会社労務研究所
-----------	-----------

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

関連会社の数	1社
関連会社の名称	株式会社トラスト

当連結会計年度より、新たに株式を取得した株式会社トラストを持分法の適用の範囲に含めております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社及び関連会社の名称 株式会社労務研究所
他1社

持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社9社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …… 移動平均法
仕 掛 品 …… 個別原価法
貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …… 主に定率法によっております。

(リース資産を除く) 但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ②無形固定資産 …………… ソフトウェア
 (リース資産を除く) …………… 社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②ポイント引当金 …………… 将来の「ベネポ」の使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれるポイントに対し、見積額を計上しております。
- ③従業員株式給付引当金 …………… 「株式給付規程」に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④役員株式給付引当金 …………… 「役員株式給付規程」等に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間 (3年) を見積もり、定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損処理

①固定資産の主な科目名及び当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

科目名	金額(百万円)
建物及び構築物	429
土地	602
ソフトウェア	2,376

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その判断の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、連結貸借対照表において計上しているソフトウェアの内、1,151百万円がソフトウェア仮勘定であります。当社グループは当連結会計年度中において、複数年で想定していたシステム開発を短縮・早期化する意思決定を行っており、ソフトウェア仮勘定は、主に開発中の福利厚生事業やヘルスケア事業などにおいてサービス提供に用いるシステム並びに会員企業の人事・健康データの管理及び活用を可能とする基盤「ベネワン・プラットフォーム」(以下、「新システム」)であり、自社利用のソフトウェアとして資産計上しているものです。自社利用のソフトウェアは、将来の収益獲得及び費用削減効果が確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には費用処理が必要となりますが、当社グループは新システムによるサービス提供付加価値の向上による将来の会員企業の拡大を見込むとともに、新システムの費用削減効果を定量的に測定し、直近の開発状況をモニタリングした結果、計上しているソフトウェア仮勘定については将来の収益獲得及び費用削減効果が確実と認められるものと判断しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,766百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計 年度末 (株)
普通株式	159,970,000	—	—	159,970,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	3,987	25.0	2020年 3月31日	2020年 6月11日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（J-E S O P）及び株式給付信託（B B T）に基づいて信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式366,917株に対する配当金9百万円が含まれております。

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,785	30.0	2021年 3月31日	2021年 6月10日

(注) 「配当金の総額」には、株式給付信託（J-E S O P）及び株式給付信託（B B T）に基づいて信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式366,917株に対する配当金11百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金又は安全性の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。またデリバティブ取引については行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を把握しており財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署及びグループ会社からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	13,064	13,064	—
② 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	6,837 △10		
	6,826	6,826	—
③ 預け金	4,500	4,500	—
④ 未収入金 貸倒引当金（※2）	808 △1		
	807	807	—
⑤ 投資有価証券	2,356	2,356	—
資産計	27,555	27,555	—
① 支払手形及び買掛金	3,284	3,284	—
② 短期借入金	174	174	—
③ 未払金	2,684	2,684	—
④ 未払法人税等	2,030	2,030	—
⑤ 預り金	1,495	1,495	—
⑥ リース債務	214	213	△0
負債計	9,884	9,883	△0

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③預け金、④未収入金

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	292	1,854	1,562
	債券	193	229	36
	小計	485	2,084	1,599
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	294	272	△ 22
	小計	294	272	△ 22
合 計		780	2,356	1,576

負 債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等、⑤預り金

これらは短期的に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、連結貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	368

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑤投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式について7百万円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,064	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,826	—	—	—
預け金	4,500	—	—	—
未収入金	807	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	97	221	—	157
合 計	25,296	221	—	157

(注) 4. 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	174	—	—	—	—	—
リース債務	105	53	36	15	3	0
合 計	280	53	36	15	3	0

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 124円84銭

1株当たり当期純利益 42円52銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(J-E S O P)」及び「株式給付信託(B B T)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託(J-E S O P)」は212,497株、「株式給付信託(B B T)」は154,420株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託(J-E S O P)」は212,497株、「株式給付信託(B B T)」は154,420株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(1) 株式給付信託 (J-E S O P)

当社は、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-E S O P)」(以下、「J-E S O P 制度」という。)を導入しております。

①取引の概要

J-E S O P 制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

J-E S O P 制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用し、J-E S O P 制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「株式給付規程」に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、263百万円及び212,497株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2)株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、取締役（業務執行取締役に限る。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（ＢＢＴ）」（以下、「ＢＢＴ制度」という。）を導入しております。

また、当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するＢＢＴ制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

①取引の概要

ＢＢＴ制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

ＢＢＴ制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を参考に取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、ＢＢＴ制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「役員株式給付規程」に基づく当社取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、180百万円及び154,420株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2020年4月1日残高	1,527	1,467	1,467
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2021年3月31日残高	1,527	1,467	1,467

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	7,200	7,750	14,950	△1,322	16,623
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,987	△3,987		△3,987
当期純利益		6,857	6,857		6,857
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	2,869	2,869	△0	2,869
2021年3月31日残高	7,200	10,620	17,820	△1,322	19,492

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	573	573	17,196
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,987
当期純利益			6,857
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	520	520	520
事業年度中の変動額合計	520	520	3,390
2021年3月31日残高	1,093	1,093	20,586

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び …………… 移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …………… 移動平均法

仕 掛 品 …………… 個別原価法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

（リース資産を除く）

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	……………	5年～39年			
構	築	物	…………… 10年～50年			
機	械	装	置	…………… 10年		
船		舶	…………… 7年			
工	具	器	具	備	品	…………… 2年～20年

② 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア …………… 3年～5年

- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 …………… 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 債務保証損失引当金 …………… 保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。
- ③ ポイント引当金 …………… 将来の「ベネポ」の使用による費用発生に備えるため、当事業年度において将来利用されると見込まれるポイントに対し、見積額を計上しております。
- ④ 従業員株式給付引当金 …………… 「株式給付規程」に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 …………… 「役員株式給付規程」に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（3年）を見積もり、定額法により償却を行っております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「受取賃貸料」(当事業年度0百万円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「受取賃貸料」は2百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損処理

①固定資産の主な科目名及び当事業年度の計算書類に計上した額

科目名	金額(百万円)
建物	409
土地	602
ソフトウェア	1,113
ソフトウェア仮勘定	1,149

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,744百万円

(2) 保証債務

前受金に対する顧客への履行保証

貝那商務諮詢（上海）有限公司 4百万円

上記以外に関係会社であるREWARDZ PRIVATE LIMITEDの特定の顧客企業との契約において、当該契約に直接的に関連する過失等によりREWARDZ PRIVATE LIMITEDが負うべき損害賠償等の金銭的な義務に対して、当該顧客企業からの直近1年間の入金額を上限として、保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務の残高

短期金銭債権 5,042百万円

短期金銭債務 63百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額 230百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 15百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	835,107	53	—	835,160

- (注) 1. 当事業年度期首の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-E S O P）に基づいて信託銀行が保有する当社株式212,497株及び株式給付信託（B B T）に基づいて信託銀行が保有する当社株式154,420株が含まれております。
2. 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（J-E S O P）に基づいて信託銀行が保有する当社株式212,497株及び株式給付信託（B B T）に基づいて信託銀行が保有する当社株式154,420株が含まれております。
3. 自己株式（普通株式）の株式数の増加53株は、単元未満株式の買取による増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	115百万円
未払事業所税	4百万円
貸倒引当金	66百万円
債務保証損失引当金	52百万円
ポイント引当金	180百万円
従業員株式給付引当金	64百万円
役員株式給付引当金	39百万円
ソフトウェア開発費用	62百万円
投資有価証券評価損	95百万円
関係会社株式評価損	472百万円
資産除去債務	6百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	1,197百万円
評価性引当額	△22百万円
繰延税金資産合計	1,175百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△3百万円
その他有価証券評価差額金	△446百万円
繰延税金負債合計	△449百万円
繰延税金資産の純額	725百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)
親会社	株式会社 パソナ グループ	東京都 千代田区	5,000	グループ経営戦略の策定と業務遂行支援、経営管理と経営資源の最適配分の実施、雇用創造に係わる新規事業開発等	(被所有) 直接 50.92%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末金額 (百万円)
資金の預入 役員の兼任	資金の預入	—	預け金	4,500
	資金の回収	9		
	利息の受取	9		

(注) 1. 取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

全ての取引条件については、当社と関係を有していない他社とほぼ同様の条件若しくは市場価格を勘案して一般取引条件又は協議により決定しており、関連当事者取引管理規程及び職務権限に係る規定に従い当社の利益を害することのないよう取締役会で承認手続きを経て適切に対応しております。

3. 資金の預け入れは、当社が株式会社パソナグループとの間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 129円37銭

1株当たり当期純利益 43円09銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（J-E S O P）」及び「株式給付信託（B B T）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数より控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託（J-E S O P）」は212,497株、「株式給付信託（B B T）」は154,420株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託（J-E S O P）」は212,497株、「株式給付信託（B B T）」は154,420株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(1)株式給付信託（J-E S O P）

当社従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(2)株式給付信託（B B T）

取締役（業務執行取締役に限る。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ベネフィット・ワン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島拓也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野耕司	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィット・ワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社ベネフィット・ワン
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島拓也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草野耕司	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベネフィット・ワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上